

# 平成 29 年度京都府同行援護従業者養成研修実施要領

## 1 趣 旨

視覚障害児・者の社会参加を支援するために同行援護の発展・充実に寄与することを目的として、京都府同行援護従業者養成研修を実施する。

## 2 実施主体

主 催 京都府  
実施機関 公益社団法人京都府視覚障害者協会

## 3 受講対象者

両課程とも1日当たり4～5時間程度、徒歩での移動や階段の昇降をすることとなるので、体力面に問題がないことを条件とする。

### (1) 一般課程

京都府内において同行援護に従事している、あるいは従事する意思を有する者

### (2) 応用課程

京都府内の同行援護事業所（指定予定も可）において、サービス提供責任者に任用されている、あるいは任用される予定の者で、下記のいずれかの資格を有する者

- ① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者
- ② 平成 23 年度以前の京都市及び京都府視覚障害者移動支援従事者養成研修等の視覚障害者ガイドヘルパー養成研修を修了した者
- ③ 視覚障害者移動介護従業者養成研修を修了した者
- ④ その他同行援護従業者養成研修（一般課程）の内容以上の研修課程を修了した者

## 4 開催回数等

会 場	課 程	日 程	場 所	受講定員
(1) 南部会場①	一般	H29. 9. 15(金), 17(日), 20(水), 21(木)	南部アイセンターほか周辺施設	40 名
	応用	H29. 10. 4(水), 6(金)		18 名
(2) 北部会場	一般	H29. 11. 6(月), 10(金), 11(土), 13(月)	市民交流プラザふくちやまほか周辺施設	30 名
	応用	H29. 11. 16(木), 17(金)		18 名
(3) 南部会場②	一般	H29. 11. 30(木), 12. 2(土), 4(月), 5(火)	京都ライトハウスほか周辺施設	50 名
	応用	H30. 2. 13(火), 15(木)		18 名

## 5 研修カリキュラム

平成 23 年厚生労働省告示第 335 号別表第 3 及び第 4 と同程度の内容を標準とする。

### (1) 一般課程

① 視覚障害者（児）福祉サービスに関する講義	1 時間
② 同行援護の制度と従業者の業務に関する講義	2 時間
③ 障害・疾病の理解に関する講義Ⅰ	2 時間
④ 障害者（児）の心理に関する講義Ⅰ	1 時間
⑤ 情報支援と情報提供に関する講義	2 時間
⑥ 代筆・代読の基礎知識に関する講義	2 時間
⑦ 同行援護の基礎知識に関する講義	2 時間
⑧ 基本及び応用技能に関する演習	8 時間
合計	20 時間

### (2) 応用課程

① 障害・疾病の理解に関する講義Ⅱ	1 時間
② 障害者（児）の心理に関する講義Ⅱ	1 時間
③ 場面別基本及び応用技能に関する演習	6 時間
④ 交通機関の利用に関する演習	4 時間
合計	12 時間

## 6 受講定員

一般課程：120 名、応用課程：54 名（日程ごとの定員は 4 を参照のこと）

受講申込者数が定員を上回る場合は、京都府において申込書の記載事項を勘案し、受講者の選定を行います。

また、受講申込状況によっては開催中止となる可能性があるため、あらかじめご了承ください。

## 7 受講申込手続

### (1) 申込方法

	対象者	申込方法
事業所枠	京都府内の同行援護事業所(指定予定も可)に所属している者	受講希望者が所属する事業所毎に受講申込書(別紙1)を取りまとめ、事業所管理者の推薦書(別紙2)を添えて、当該事業所が所在する市町村の障害福祉担当課あて郵送すること。
一般枠	「事業所枠」に掲げる者以外(京都府内において同行援護に従事する意思を有する者)	居住地の市町村障害福祉担当課あて、受講申込書(別紙3)を郵送すること。

### (2) 申込期間(事業所枠・一般枠共通)

南部会場① 平成29年7月6日(木)から平成29年8月18日(金)まで  
北部会場 平成29年7月6日(木)から平成29年10月6日(金)まで  
南部会場② 平成29年7月6日(木)から平成29年10月30日(月)まで

### (3) 受講決定通知

受講可否いずれの場合も、研修初日の10日前を目途に、京都府から申込者あて郵便により通知する。

## 8 資料代

一般課程 15,090円(学生 7,590円) 応用課程 9,590円

一般及び応用課程 22,090円

(それぞれにテキスト代2,590円を含む。)

※テキストを所持しており持参可能な場合は、上記代金から2,590円を差し引くこととする。

※テキスト「同行援護従業者養成研修テキスト(第3版)」(中央法規)

※資料代の支払い方法は、受講決定後別途通知

## 9 修了証書

研修の全課程を修了した者には、京都府から修了証書を交付する。

ただし、遅刻、早退その他受講態度に著しい不良を認める場合は、修了証書を交付しない場合がある。

## 10 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報は、本研修の実施に関わる最小限度の目的にのみ使用する。ただし、市町村における同行援護実施上の参考とするため、研修修了者については氏名、住所及び連絡先電話番号等を名簿に登録し、京都府から関係市町村に提供する。

## 11 問合せ先

### (1) 研修の申込について(申込先は7を参照のこと)

京都府障害者支援課 福祉サービス・障害児支援担当 (Tel: 075 (414) 4600)

### (2) 研修の内容・カリキュラム、資料代の支払に関すること

公益社団法人 京都府視覚障害者協会 (Tel: 075 (463) 5569)